

中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.10

2010年 9月 10日

JR東海労名古屋地方本部

発行者 丹羽成生

中山裁判民事控訴審結審！！ 判決は11月26日13:10

9月10日、名古屋高等裁判所で、中山民事裁判の第二回口頭弁論が開催され、裁判所は、今日をもって裁判を結審し、11月26日に判決を出すことを決めました。

この間、会社は、一審において、中山さんに対して「平成12月19日、平成20年4月9日、同年5月7日の添乗指導及び平成20年5月7日国土交通省の技能確認試験において、本件基本動作を遵守していることが確認している。」と嘘を繰り返してきました。しかし、中山さんは、本件基本動作が導入されて以降、安全のために従来通りの基本動作をおこなってきました。会社の嘘に対して、中山さんは、「証拠があるなら作成された文書」を提出すべきだと、裁判所に「文書提出命令」申立をおこないました。

しかしながら、裁判所は、中山さんの「文書提出命令」を却下しました。言語道断です。

裁判所は、中山さんの主張を認め「証拠」を明らかにすべきです。

そもそも、会社は、中山さんに対して、ワンマン列車のドアの取扱いマニュアル変更についての変更の意義や及び目的の合理的な説明がなされていませんでした。

にもかかわらず、会社は、中山さんに対して、JR東海労の破壊を狙ったシナリオに基づき、うどん屋の配転を企図したのです。

裁判所は、公平・公正、そして、冷静に真実を見極め、一審で出された不当判決を撤回し、中山さんの元職場である亀山運輸区に戻す判決を下すべきです。

不当配転を許さず、早期職場復帰を勝ち取ろう！！